

美郷町共同学校事務室よりお役立ち情報をお届けします

夏を感じられるできごとはあったでしょうか？先日、延岡の下阿蘇海浜へ出かけたところ、多くの家族連れが海水浴を楽しんでいました！無邪気に遊んでいたあの夏がなつかしいですね！（そうだ、とりあえずそうめん食べよう。）

～今年もみさと文庫がやってきます～

町教委と共同学校事務室が連携して、購入の調整から学校ごとの回覧を行っている事業をみさと文庫といいます。今年も秋頃に各学校に設置するため、現在本の調整をおこなっています。届きましたら是非お手にとってみてください。

今年こそは夏祭りに行きたいでござる！

先日、西郷で御田祭（神事のみ）が実施されました。コロナ禍ずっと中止続いたが、徐々に再開する動きがありそうです。

今回は、県北で行われるかも？な祭り3選をご紹介します！

- 日向ひょっこ夏祭り（日向市） 8月6日（土）
- うなま地蔵夏祭り（美郷町北郷） 8月上旬
- 百済の里いだごろ祭り（美郷町南郷） 8月上旬



休暇が新設されています

令和4年1月1日から「不妊治療のための休暇（通称：出生サポート休暇）」が新設されていますので、ぜひご確認ください。また、詳細について知りたい場合は、各学校事務職員に遠慮なくお尋ねください！

原因	承認の基準
職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において <u>5日</u> （当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間

Q1. 出生サポート休暇の対象となる「不妊治療」とは具体的に何を指すのでしょうか。

A. 出生サポート休暇の対象となる「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病的治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等を指します。「等」に含まれるものとしては、例えば、排卵誘発法があります。

Q2. 配偶者の不妊治療の付添い・送迎などの場合も出生サポート休暇の対象となるのでしょうか。

A. 職員本人が何ら治療を受けずに、単に配偶者の通院に付き添うためだけの場合は、出生サポート休暇の対象とはなりません。ただし、配偶者の診断結果やその後の不妊治療の方針について医師から説明を聞く場合等は、不妊治療に含まれると解され、出生サポート休暇の対象となります。